

呉市感染症予防計画（案）について

1 呉市感染症予防計画（案）に対する意見

(1) 市民意見公募の結果

呉市感染症予防計画の策定に当たり、令和6年1月19日（金）から令和6年2月19日（月）まで（32日間）意見公募を行い、2名の方から3件の意見を頂きました。頂いた意見に対する市の考え方等は次のとおりです。

提出された意見の要旨	市の考え方等
第3章の1「本計画の施策体系」（8ページ）の図2の各文言と、第4章以降の各見出しの記述を統一した方がよいのではないのでしょうか。	図2の「施策の柱」を第4章の「節」の見出しに、図2の「施策の方向」及び「具体的取組」を第4章の「施策の方向」の各見出しに、それぞれ統一するよう修正します。
新型コロナウイルス感染症ワクチンの集団接種について、電話が繋がらない等の予約が取りにくい状況に対し、かかりつけ医で接種できるよう事前の対策が必要だったのではないか。	呉市感染症予防計画の第4節（14ページ）に記載のとおり、今後、新興感染症によるパンデミックが発生した際には、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、迅速な接種体制の確保ができるよう、平時から関係機関等と緊密に連携することにより、接種体制の強化を図っていきます。

提出された意見の要旨	市の考え方等
<p>パンデミック時には通常の職員での対応は難しく、ボランティア等の対策も必要ではないか。</p>	<p>呉市感染症予防計画の第5節（25・26ページ）において、保健所職員の人員配置や業務内容の見直しについて記載しています。</p> <p>個人情報を扱うことや、感染リスクも考慮した対応が必要であるため、パンデミック時には、市本庁からの応援職員の配置やI H E A T（※）要員の活用等により、保健所の体制確保に努めます。</p>

※ I H E A Tとは、感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に、地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのことをいう。医師、保健師、看護師のほか、歯科医師、薬剤師、助産師、管理栄養士などが、保健所等への支援を行う I H E A T 要員として登録されている。

(2) 広島県感染症対策連携協議会の意見

広島県感染症対策連携協議会において、次の意見が提出されました。提出された意見に対する市の考え方等は次のとおりです。

提出された意見の要旨	市の考え方等
<p>第4章第3節の1「移送体制の確保」（21ページ）について、「移送」と「搬送」が混在している。</p> <p>また、第4章第3節の1（2）「実践型訓練の実施や関係団体との連携強化等による移送体制の強化」（21ページ）について、「消防本部局」を「消防機関」とした方がよい。</p>	<p>実施主体が保健所の場合は「移送」、実施主体が消防機関の場合は「搬送」と使い分けをして記載をしました。</p> <p>また、呉市は市の「消防局」と協力するため、「呉市消防局」と特定する言葉に修正しました。</p>

提出された意見の要旨	市の考え方等
<p>第4章第1節の1(4)イの「実施手法等」(13ページ)について、「積極的疫学調査の実施に当たっては、必要に応じて県保健環境センター等から技術支援を求めるとともに、」とありますが、県保健環境センターでは疫学情報を扱う業務を所掌しておらず積極的疫学調査に係る技術支援ノウハウを有していないことから、疫学情報に係る事務を所掌する「広島県感染症・疾病管理センター等」と記載する方が適切ではないでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「なお、積極的疫学調査の実施に当たっては、必要に応じて県の感染症・疾病管理センターや国立感染症研究所等への協力を求める。」に修正しました。</p>
<p>感染症患者への入院等の対応(17ページ)について、措置入院の手続しか記載がないので、「他の同居家族の状態によっては、必要に応じて福祉部門と連携して対策を講じる」旨を記載してほしい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、17ページ第4章第1節の5(1)エ「入院」に、「他の同居家族の状態によっては、必要に応じて担当部局と連携して対策を講じる。」を追加しました。</p>